

○ 必要な教育と教育時間について(防火・遠隔移報)

(要綱「別記1」)

① 基本教育(5時間)

教育事項	教育時間
ア 消防法令その他防火管理業務の適正な実施に必要な法令に関する事	2時間
イ 防火管理制度に関する事	1時間
ウ 火災の態様, 延焼性状等に応じた消防対策に関する事	1時間
エ 自衛消防対策に関する事	1時間

② 実務教育(5時間又は10時間)

教育事項	教育時間
ア 火災発生時における消防機関への連絡その他の応急措置に関する事	10時間 (過去3年間に防火管理業務に従事した期間が通算して1年以上であり, かつ, 毎年実務教育を受けている従業員にあっては, 5時間)
イ その他防火管理業務を適正に実施するために必要な知識及び技能に関する事	